

はちじょう 6月

町の人口 (令和6年5月1日現在) (先月1日比)

人口	6,909人	増	114人
男	3,458人	増	56人
女	3,451人	増	58人
世帯数	4,174世帯	増	74世帯

期間内の異動	転入・出生	146人 (うち転入138人 出生8人)
	転出・死亡	32人 (うち転出17人 死亡15人)

各地域の人口・世帯数 ※外国人含む

	世帯数	男	女	人口計
三根	2,021	1,698	1,666	3,364
大賀郷	1,373	1,136	1,136	2,272
檜立	272	223	227	450
中之郷	345	279	310	589
末吉	163	122	112	234
全体	4,174	3,458	3,451	6,909

新クリーンセンター竣工



4月17日に式典を行いました

目次

※掲載の日程などは全て編集時点の予定であり、情勢により変更など行う場合がございます

- | | |
|-------------------------------|------------------------------------|
| 2 ▶ 令和5年度の財政状況 | 13 ▶ 認知症コラム |
| 3 ▶ 東京都知事選について | 14 ▶ 介護保険料について／みんなで防ぐ高齢者虐待 |
| 4 ▶ 税のお知らせ／防災無線受信機配布 | 15 ▶ シナプソロジーカフェ／職員募集／言語機能訓練 |
| 5 ▶ 国民年金 | 16 ▶ 地域おこし協力隊／情報公開制度実施状況 |
| 6 ▶ 国保だより／本庁舎における通話録音装置設置について | 17 ▶ 登記手続き案内／無料法律相談会／特設人権相談所の開設 |
| 7 ▶ 環境だより | 18 ▶ 戸籍謄本等の広域請求について／来島者数・観光客数推計 |
| 8 ▶ 水道だより／し尿・雑排水収集休業日 | 19 ▶ 救命講習会参加募集／台湾東部沖地震救援金 |
| 9 ▶ 教育委員会だより | 20 ▶ 八丈町の給与・定員管理等について |
| 10 ▶ 図書館からのお知らせ／子ども家庭支援センター | 24 ▶ 八丈病院からのお知らせ／Let's be healthy! |
| 11 ▶ 定期予防接種／母子保健／老人クラブ活動 | 25 ▶ 町長上京日記／職員の懲戒処分／運行情報／町へのご意見など |
| 12 ▶ 歯と口の健康習慣／歯と口の健康診断 | |

令和5年度の財政状況（令和6年3月31日現在）

○令和5年度は完成年度をむかえたクリーンセンター建設事業を中心に、歴史民俗資料館改修事業、粥倉団地建設事業等に取り組んだ。その他、都の支援を受け東京宝島サステナブル・アイランド創造事業を実施した。当初予算後の動向としては、入札不調等による事業費の減、地方交付税等の増により、基金への繰戻し・積立を行い、物価高騰対策として国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、非課税世帯臨時給付金を給付、公共機関を除く全水道料金（令和6年1月～3月支払分）の全額補助、小中学校給食費無償化事業（令和6年1月～3月分）を実施した。

○歳入・歳出の状況

会 計	予算現額（円）	5.4月～5.9月 収入済額（円）	5.10月～6.3月 収入済額（円）	収入済額計（円）	収納率（％）
		5.4月～5.9月 支出済額（円）	5.10月～6.3月 支出済額（円）	支出済額計（円）	執行率（％）
一 般 会 計	10,986,411,000	3,787,978,789	5,424,498,335	9,212,477,124	83.9
		2,664,537,402	4,137,279,620	6,801,817,022	61.9
介護保険特別会計	1,109,409,000	566,707,237	539,797,672	1,106,504,909	99.7
		444,267,999	506,345,209	950,613,208	85.7
後期高齢者医療 特 別 会 計	238,710,000	120,421,900	118,858,066	239,279,966	100.2
		79,215,118	158,366,964	237,582,082	99.5
国民健康保険 特 別 会 計	1,120,802,000	458,709,855	552,705,128	1,011,414,983	90.2
		418,528,718	583,518,817	1,002,047,535	89.4

※一般会計の予算現額には、事故繰越し繰越額（8,304,000円）、繰越明許費繰越額（167,435,000円）、継続費
 繰越額（4,553,500円）を含みます。

※国民健康保険特別会計の予算減額には、繰越明許費繰越額（700,000円）を含みます。

※支出済額が、収入済額を上回っているものは、一時的に一般会計、基金からの現金の繰り替え運用により対応しています。

○町税の状況

町 税	予算現額（円）	5.4月～5.9月 収入済額（円）	5.10月～6.3月 収入済額（円）	収入済額計（円）	税負担状況（円）	
					1人あたり	1世帯あたり
	925,171,000	571,499,810	340,661,749	912,161,559	131,209	218,064

（令和6年3月1日現在 人口 6,952人 世帯数 4,183世帯）

○公営企業会計の状況

会 計	収入済額（円）			支出済額（円）		
	5.4月～5.9月	5.10月～6.3月	計	5.4月～5.9月	5.10月～6.3月	計
水道事業会計	827,213,473	883,982,090	1,711,195,563	665,690,631	575,103,117	1,240,793,748
一般旅客自動車 運送事業会計	140,128,525	277,509,665	417,638,190	125,916,550	269,051,833	394,968,383
病院事業会計	885,744,252	1,046,859,056	1,932,603,308	781,607,783	778,561,709	1,560,169,492
浄化槽設置 管理事業会計	66,869,474	40,944,900	107,814,374	35,664,300	28,367,517	64,031,817

○地方債及び一時借入金の現在高

会 計	地方債（円）	一時借入金（円）
一 般 会 計 債	6,013,102,847	0
企 業 債	3,160,804,094	0

■問い合わせ■

企画財政課財政係 電話 2 - 1120

東京都知事選挙について

■問い合わせ■

八丈町選挙管理委員会（総務課内）

電話 2 - 1121

東京都知事選挙が次のとおり行われます

■告示日 6月20日（木）

■投票日時 7月7日（日） 午前7時～午後8時

■投票所 三根公民館・商工会研修室・檜立公民館・中之郷公民館・末吉公民館

■開票日時 当日午後9時から

■開票所 町役場大会議室

※開票は一般の方も参観することができます。午後8時45分までにお越しください

投票できる方

八丈町の選挙人名簿に登録されている方。
今回新たに登録される方は、平成18年7月8日以前に生まれた方と令和6年3月19日までに住民登録の届け出をし、引き続き八丈町に住所を有する方です。

投票所入場券

投票所入場券（はがき）を郵送しますので、投票に行くときには忘れずにお持ちください。入場券を紛失した場合でも選挙人名簿と照合の上、投票できますので、各投票所の受付に申し出てください。

期日前投票を受け付けます

次の期間に期日前投票をご利用ください。

■受付場所 町役場 町民ギャラリー

■受付期間 6月21日（金）～7月6日（土） 午前8時30分～午後8時

滞在先でも不在者投票ができます

八丈町の選挙人の方が、八丈町にいても滞在先の区市町村選挙管理委員会で不在者投票ができます。まず、投票用紙の請求を当選挙管理委員会にしてください。投票用紙などを滞在先に郵送します。郵送でのやりとりとなりますので、お早めに請求をしてください。

■投票用紙の請求

請求用紙（※）に、次のことを記入して、八丈町選挙管理委員会（総務課内）へ郵送で請求してください。ファックスや電話での請求はできません。

●送付先（滞在地住所）※建物名・部屋番号もあれば必ず記入

●氏名 ●生年月日 ●電話番号（日中連絡可の番号）

●現住所 ●選挙人名簿記載の住所（現住所と違う場合のみ）

※請求様式は八丈町ホームページの「様式ダウンロード」からダウンロードするか、お近くの区市町村選挙管理委員会に請求してください。

令和6年3月20日以降に住民登録の届け出をした方

令和6年3月20日以降に住民登録の届け出をした方は、八丈町の選挙人名簿には登録されません。前住所地（都内）の選挙人名簿に登録されている方は、登録されている前住所地の選挙管理委員会に投票用紙などの請求をし、八丈町で不在者投票をすることができます（ただし都内住所移転1回に限る）。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へ早めに問い合わせください。

税のお知らせ

■問い合わせ■ 税務課 電話 2-1122

納期限および口座振替日 7月1日（月）町都民税 第1期分

税金の納付には口座振替が便利です

○口座振替のできる金融機関

- ・七島信用組合の本店・支店
- ・みずほ銀行の国内の本店・支店
- ・全国のゆうちょ銀行

○口座振替の手続き

左記の金融機関に以下をご提出ください

- ・預貯金通帳
- ・届出印
- ・預貯金口座依頼書・自動払込利用申込書

おおむね2カ月後以降の納期分より振替になります

納税通知書が届いていない方にご連絡ください

令和6年度の納税通知書を5月上旬に発送しています。

- ・固定資産税の納税通知書、課税明細書
- ・軽自動車税の納税通知書

固定資産、軽自動車をお持ちで通知書が届いていない方は税務課までご連絡ください。

町都民税の納税通知書は6月上旬、国民健康保険税は7月上旬に発送予定です。

防災行政無線のデジタル戸別受信機を配布しています。

■問い合わせ■

総務課庶務係 電話 2-1121

町では令和2年度から令和6年度の5カ年で、防災行政無線のデジタル無線設備の整備を進めています。総務課またはお住まいの地域の各出張所で、デジタル戸別受信機を配布しています。

旧型のアナログ戸別受信機は令和6年12月1日以降、使用できなくなります。

写真にある戸別受信機をご利用になられている方は、デジタル戸別受信機を受け取りくださいますよう、お願いします。

なお、デジタル戸別受信機を受け取った方で、防災無線放送を受信できない場合は総務課へご連絡ください。



*アナログ戸別受信機



国民年金

■住民課医療年金係

電話 2 - 1123

■港年金事務所

電話 03 - 5401 - 3211

■日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/>

【港年金事務所職員による出張「年金相談会」のお知らせ】

港年金事務所職員による「年金相談（予約制）」を実施します。

●相談内容：各種年金受給相談

●日 時：6月6日（木） 午前10時～正午、午後1時～3時まで

●場 所：町役場1階 相談室1

※年金相談は事前に港年金事務所へ予約してください。

予約の際は、基礎年金番号をお伝えのうえ「八丈町役場の出張相談の予約」とお申し付けください。

（予約の受付は6月5日（水）まで。港年金事務所お客様相談室：03 - 5401 - 5663）

年金事務所職員が来島できない場合は、中止になりますのでご了承ください。

【マイナポータルからスマートフォンで国民年金手続きの電子申請ができます】

- ・スマートフォンで簡単に申請できます！ ・24時間365日、申請できます！
- ・処理状況や申請結果が確認できます！

《対象手続き》

- ① 国民年金（第1号被保険者）加入の届出
お勤め先を退職した場合などの、国民年金へ加入する手続き
 - ② 国民年金保険料免除・納付猶予の申請
経済的に保険料の納付が困難な場合に、納付の免除または猶予を申請する手続き
 - ③ 国民年金保険料学生納付特例の申請
学生の方が保険料の納付が困難な場合に、納付の猶予を申請する手続き
 - ④ 国民年金付加保険料納付申出（辞退）
将来の老齢基礎年金の額を増やす場合に、付加保険料を納付するための手続き
 - ⑤ 国民年金付加保険料該当（非該当）の届出
農業者年金に加入した場合に、付加保険料を納付するための手続き
 - ⑥ 国民年金保険料の産前産後免除の届出
出産予定または出産した場合などに、産前産後期間が免除となる手続き
- ※電子申請の利用方法等については、日本年金機構ホームページで動画も公開しています。

▶各種問い合わせ	受 付 時 間	
●一般的な年金相談に関する問い合わせ 0570 - 05 - 1165（ナビダイヤル） 050 で始まる電話でおかけになる場合は （東京）03 - 6700 - 1165（一般電話）	月 曜 日：午前8時30分～午後7時 火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分 第2土曜日：午前9時30分～午後4時	各種 問い合わせ先 共通 ※土日祝日（第2 土曜日を除く） はご利用にな れません
●ねんきん定期便・ねんきんネットに関する問い合わせ 「専用番号」0570 - 058 - 555（ナビダイヤル） 050 で始まる電話でおかけになる場合は （東京）03 - 6700 - 1144（一般電話）	※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の 開所日初日に午後7時まで受付	
●一般的な国民年金の加入に関する問い合わせ 「ねんきん加入者ダイヤル」 国民年金加入者向け 0570 - 003 - 004（ナビダイヤル） 050 で始まる電話でおかけになる場合は （東京）03 - 6630 - 2525（一般電話） 事業所、厚生年金加入者向け 0570 - 007 - 123（ナビダイヤル） 050 で始まる電話でおかけになる場合は （東京）03 - 6837 - 2913（一般電話）	月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時	

国保だより

■問い合わせ■ 住民課医療年金係 電話 2 - 1123

◎特定健康診査ぜひ受診を!! 7月13日(土)～18日(木)予定 詳しくは7月号で

メタボリックシンドローム
(メタボ)

=

内臓脂肪の蓄積＋高血圧、脂質異常、高血糖
のうち2つ以上該当

男女とも 40 歳以上になるとメタボおよびその予備群に該当する方が多くなります。
原因は主に食べ過ぎ、運動不足など生活習慣の乱れによるものと考えられます。

40 歳からの特定健康診査による生活習慣病の予防・改善が、医療費抑制につながります！

○受診対象者

保険の加入状況など	受診券の受け取り方
八丈町の国民健康保険に加入している方 ・ 40 歳以上 ・ 年度途中の加入・脱退などの異動がないこと	7月上旬に受診券を発送します。
他の医療保険（健康保険組合、政府管掌健康保険、共済組合など）に加入の方 ・ 40 ～ 74 歳までの被扶養者であること 職場健診を受診される方、職域健診の対象者（※）の方は除きます。 （※）職域健診の対象者とは…共済などに加入している世帯で、受診対象者に被扶養者が含まれている場合です。	【特定健診受診券（集合契約 A・B の記載があるもの）】が必要です。 ・ 加入している医療保険者が発行する特定健診受診券をお取り寄せください。保険証を持参のうえ、住民課医療年金係または各出張所で登録してください。 登録期限：6月7日（金） ※自己負担の有無、対象者の範囲など詳しくはお勤めの職場、または加入医療保険者にご確認ください。

健康トピック

生活習慣病の例

- ・ 糖尿病
- ・ 脂質異常症
- ・ 脳血管障害
- ・ がん
- ・ 高血圧症
- ・ 虚血性心疾患
- ・ 腎臓病

健康診査を受けましょう!!

自覚症状が現れにくい → 発見が遅れやすい

- ①毎年**特定健康診査**を受けて、からだの変化を確認
- ②早期に生活習慣の改善に取り組む

生活習慣病の発症や重症化を予防

健康相談はどなたでも、福祉健康課保健係で実施しています。お気軽にご利用ください。

八丈町本庁舎における 通話録音装置の設置についてお知らせ

■問い合わせ■ 総務課庶務係 電話 2 - 1121

町では職員の電話対応の品質向上および公正な職務執行を確保することを目的に6月1日(土)より通話録音を開始します。

電話をいただいた際のアナウンスは流れませんが録音されるようになりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

環境だより

■問い合わせ■ 住民課環境係 電話 2 - 1123

みんなで八丈島をきれいに！「クリーンデー」6月2日(日)

八丈島の自然と環境を守り、クリーンで住みやすい島にしましょう！

クリーンデーは、地区ごとのごみ拾いや清掃活動を全島一斉に行い、ごみの散乱防止や環境保全、美化に対する意識を高めることを目的とした活動です。

清掃活動の開始時刻や悪天候時の対応は各地区で異なりますので、各地区の自治振興委員の方の指示に従ってください。また、ごみが少なく早めに終了するような地区の方で、ご賛同頂ける方は最寄りの海岸清掃活動へのご協力をお願いします。



アシジロヒラフシアリー斉防除試験の後半が始まります

アシジロヒラフシアリー斉防除試験で使用する薬剤の7月から9月分引換えが始まります。使用する薬剤は役場または各出張所（三根出張所を除く）へ各自が直接受け取りに来ていただく「引換券方式」により配布します。**詳しくは、今月号の折り込み（引換券付き）をご覧ください。**なお、試験に参加される方はベイト剤散布の前後でアリの行列や数の変化の観察をお願いします（後日アンケートを実施しますのでご協力ください）。



食用油をそのまま排水口へ流していませんか？

食用油は、紙などで取り除いて、燃やせるごみとして出してください。

油や調理くずは、直接排水口に流さないようにしてください。

直接排水口に流すと配管などで大量の油が固まってしまい、配管が詰まったり、浄化槽の故障や污泥収集業務に支障が出てしまう恐れがありますので、十分注意してください。

「八丈島目指せゴミゼロプロジェクト！」が実施されました

4月20日に日本テレビ24時間テレビの環境保護活動支援事業の一環として「八丈島目指せゴミゼロプロジェクト！」が実施されました。大賀郷小学校、大賀郷中学校、青島特別支援学校合わせて約40名の皆さんが大漣浦園地で海岸清掃を実施しました。

回収した粗大ごみは70kg、燃やせるごみは70kgとなりました。

ご協力いただいた皆さんありがとうございました。



島のごみ処理に携わる人たち 第1回

今回、島内の廃棄物収集を行っている方に取材を行いました。

収集員 ごみを回収している際に、ごみが散らかっている集積所が多く、困っている。

ごみ集積所は利用する方全員が責任をもって清掃や維持管理するものです。迷惑となる出し方や、最寄りの集積所以外へごみを出すことはやめてください。

また、回収されないとわかっていながら集積所に出してはいけないごみを出すことは不法投棄と同じです。

悪質なごみ出しを繰り返す場合は、警察へ相談のうえ厳正に対処します。皆様のご協力をお願いします。



水道だより

■問い合わせ■ 企業課水道浄化槽係 電話 2 - 1128
FAX2 - 7231

◆高齢者世帯水道料金減免のご案内◆

次の要件に該当する方は、申請により水道料金が減免されます

●減免要件 以下の要件を全て満たす方

1. 八丈町に住居登録があり、70 歳以上の者のみの世帯であること
(世帯員は 2 人まで)
2. 令和 5 年における世帯の総所得金額が、次の基準以下であること
・ 1 人世帯 1,350,000 円 ・ 2 人世帯 1,780,000 円
3. 扶養されていないこと
4. 申請した水道が本人の生活用水であり、水道使用者の名義が本人であること

●減免期間 令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月請求分

●減免料金 水道料金のうち、1 カ月に 20m³以下分（生活用水に関わる水栓 1 箇所のみ）

●受付期間 6 月 3 日(月)～28 日(金) ※土日祝日を除く

・申請書は企業課水道浄化槽係および各出張所に用意してあります。

※継続して減免を希望する方、町内転居された方も、再度申請が必要になります。

また、ほかの市町村から転入されてきた方は、所得証明書が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。

◆水道メーターの定期交換のご案内◆

委託業者：安井水道工事店

交換時期：令和 7 年 3 月末まで

交換対象：令和 7 年 4 月までに有効期限を迎えるメーター

交換費用：無料

〈交換する際のお願い〉

- ・交換の際、15 分ほど断水となります（事前に声をかけます）。
- ・不在でも交換作業を行うことがあります（交換作業に関する案内を投函します）。
- ・交換後は水に空気や濁りが入る場合もありますので、浄水器や給湯器などを経由しない蛇口で水を少し流してからお使いください。

※水道料金のお支払いには便利な口座振替をご利用ください

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日のお知らせ

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日は第 2・4 土曜日、日曜日および祝日です。（本紙巻末のカレンダーをご覧ください） なお、休業日や業務時間外に汲み取り作業を実施する場合は、通常納めるべき処理手数料のほかに、「業務時間外収集手数料（収集 1 カ所につき 9,200 円）」を別途請求します。

◆収集運搬業務の受付時間……午前 8 時～正午、午後 1 時～4 時

◆し尿・雑排水の収集依頼先…(株)八丈島衛生総合企画 電話 2 - 0855

■問い合わせ■ 住民課環境係 電話 2 - 1123

教育委員会だより

■問い合わせ■ 教育課庶務係 電話 2 - 7071

今月の学校行事

■三 原中学校 開校記念日 4日(火)

■学校公開週間

三 原中学校 3日(月)～8日(土)

富 士中学校 3日(月)～8日(土)

■道徳授業地区公開講座

三 原中学校 8日(土) 午前 8時20分～

富 士中学校 8日(土) 午前 9時35分～

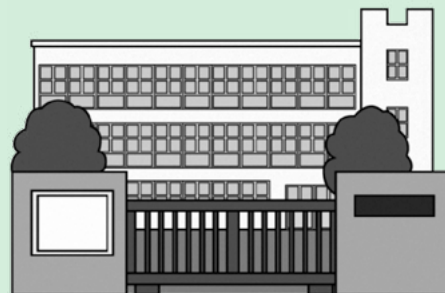
大賀郷中学校 8日(土) 午前 9時30分～

大賀郷小学校 16日(日) 午前 9時25分～

■移動教室(大賀郷小学校は11月実施)

三 根小学校 5日(水)～8日(土)

三 原小学校 4日(火)～7日(金)



★教科書の展示会について

令和7年度に小中高等学校で使用する教科書などを展示しています。教科書の展示会は教員、教育関係者、保護者等に広く教科書を公開することを目的としています。

○展示期間 6月2日(日)～30日(日) ※月曜日および28日(金)は休館です。

○展示時間 午前9時30分～午後5時

○展示会場 八丈島教科書センター(八丈町立図書館内 会議室)

三原学園 三原小学校



三原小のあいことば

①たくましく
たのもしく

②ちえ

③つながり

④ていねい

⑤とも

<サツマイモ植え>

11月に行われる「収穫祭」に向けて、5月に苗を植えました。縦割り班に分かれて植えていきますが、高学年は下学年に優しく声をかけながら活動を進めました。「収穫祭」まで水やりや草取りなどのお世話をしながら本番当日の調理まで、縦割り班で協力し合っています。



令和5年度の活動の様子

<校内研究>

昨年度はESD(持続可能な開発のための教育)の視点で、重視する能力・態度を意識した授業改善を行い、地域の諸活動に目を向けました。行動や発信するための新たな価値観を見出す学習活動をPCDA(計画、実行、評価、改善の4ステップをサイクル化すること)で取り組み、学習の成果を様々な場面で発信することができました。今年度もさらに研究を深めていきます。展示にご協力いただいた皆さんに感謝申し上げます。



海ゴミのオブジェ(八丈空港展示)

■八丈町教育相談室	電話 2 - 0591 (火・水・木 午前9時～午後5時)
■東京いじめ相談ホットライン (東京都教育相談センター)	電話 0120-53-8288 (24時間・教育相談全般)
■東京いのちの電話	電話 03-3264-4343 (24時間)

図書館からのお知らせ

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2 - 0797

●図書館の情報を「ロベレニくん」で発信中！

図書館の情報を八丈町X公式キャラクター「ロベレニくん」で発信しています。毎週の新着本情報をはじめ、おはなしひろば・きこごんの開催日やテーマ展示も紹介！そしてロベレニくんはXだけでなく、図書館内でも本の紹介をしています。ロベレニくんをフォローして、図書館情報を確認してね！



●おはなしひろば・きこごん 6月8日(土)午前10時～11時 しいのくろ文庫(檜立)

こちらもみんなでおじゃりやれ♪



八丈町X
公式キャラクター
「ロベレニくん」

●今月の新着本から

『女の国会』荒川帆立 著 『ゆうびんの父』門井慶喜 著
『しごとはどうぐ』三浦太郎 著 『みちくさ』さとうわきこ 作

新着本、DVDの最新情報は、
図書館ホームページ
「新着案内」をご覧ください

●開館時間 午前9時30分～午後5時

●休館日 毎週月曜日、28日(金)

返却期限を過ぎてはいませんか？

○お手元の本・DVDなどの返却日をご確認ください。

○コミュニティセンター開館時は返却ボックスへの投函が可能です。

(平日月曜日閉館／祝日開館：午前8時30分～午後8時30分)

○坂上各出張所でも返却できます。(平日午前8時30分～午後5時15分)

○図書貸出カードの新規・更新・再交付には、「本人の来館と身分証明書の提示」が必要です。

○八丈町立図書館ホームページ <http://www.hachijo-library.jp/Library/>

○八丈町公式X「ロベレニくん」@hachijomachi



八丈町立図書館
ホームページ

子ども家庭支援センターからのお知らせ

■問い合わせ■ 子ども家庭支援センター 電話 2 - 4300

開館日 平日 午前8時45分～午後5時

第4土曜日 午前9時～正午(交流ひろばのみ)

休館日 第4土曜日以外の土日祝日はお休みです

6月の交流ひろばの催し 午前10時30分～11時

5日(水) 雨の日も楽しい！小麦粉粘土あそび

19日(水) 雨の日も楽しい！おはなしあそび

26日(水) 雨の日も楽しい！おえかきあそび

今月は
22日(土)です！

☆一時預かりの停止について☆

6月12日(水)～14日(金) 東京都児童相談センター春季巡回相談期間のため一時預かりを全日停止します。

6月 子どもの定期予防接種のお知らせ

■問い合わせ・予約■ 福祉健康課保健係 電話 2 - 5570

予防接種名	日 時	会 場
●B型肝炎・五種混合・四種混合・ ロタ集団予防接種	13日(木) 午後1時30分～3時30分	町立八丈 病院小児科 
●ヒブ集団接種&小児用肺炎球菌 集団接種	27日(木) 午後1時30分～3時	
●水痘集団接種	27日(木) 午後2時～3時	
●子宮頸がん集団接種 (対象者には通知が発送されます)	27日(木) 午後3時～3時30分	
●予約制個別接種	13日(木) 午後2時～3時30分 27日(木) 午後2時～3時	

予約制個別接種は、お子さんの体調不良などで集団接種の機会を逃した方や時間の都合がつかない方などのために、毎月第2、第4木曜日に設けており、事前予約が必要です。ご希望の方は、実施日の1週間前までに問い合わせ先までご連絡ください。

6月 母子保健



■問い合わせ・予約■
福祉健康課保健係 電話 2 - 5570

区分	健診名など / 対象	期 日	個別 通知	予約	会場
健康 診 査	1歳児歯科健診測定会 令和5年4月1日～ 令和5年6月30日生まれの乳幼児	12日(水) 受付：午前9時15分～10時30分	あり	—	保健福祉センター
	3歳児健康診査 令和3年4月17日～ 令和3年6月18日生まれの幼児	18日(火) 受付：午前9時～10時30分			
	3～4カ月児・産婦健康診査 令和6年1月19日～令和6年3月20日生まれの乳児とその産婦	20日(木) 受付：午前9時～10時15分			
相 談 ほ か	こども心理相談(要電話予約) ※1 1歳6カ月以上の未就学児	18日(火) 午前9時～午後4時	—	要	
	すくすく相談(要電話予約) ※2	25日(火) 午前9時～11時			

※1 言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・癖が気になるなど心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。

※2 日頃の子育てのなかからでてくる疑問や心配事などに保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士が応じます。母子健康手帳を持参してください。

6月 老人クラブ活動

※町内在住のおおむね60歳以上の方が対象です

下記の日程で各地域老人クラブは定例会を開催します

地 域	日 時	会 場	■問い合わせ■
三 根	10日(月) 午前9時30分～正午	三根公民館	川上 絢子 電話 2 - 0780
大賀郷	今月はお休みです		奥山 妙子 電話 2 - 0498
檜 立	7日(金) 午前9時30分～11時30分	檜立公民館	上ノ山ヒデ子 電話 7 - 0565
中之郷	20日(木) 午前9時15分～午後1時	中之郷公民館	山下 和彦 電話 7 - 0127
末 吉	4日(火) 午前9時30分～11時30分	末吉公民館	沖山 義人 電話 8 - 0425

その他、老人クラブごとに様々な活動を行っています。興味のある方はご連絡ください

歯と口の健康週間

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話 2 - 5570

歯を見せて 笑える今を 未来にも

4～10日は歯と口の健康週間です



1 歳児歯科健診



● 8020運動を進めよう

80 歳になっても

自分の歯を 20 本以上保とう

● 一生自分の歯で食べよう

● 歯みがきで心と体を健やかに



4 歳児歯科健診



成人歯科「歯と口の健康診断」

■問い合わせ■

福祉健康課保健係 電話 2 - 5570

今年度 40 歳、50 歳、60 歳、70 歳になる方は、今年度の歯の健診を 1 回無料で受けられます。歯周病は万病のもと。年に一度は歯の健診を受けましょう。最近歯医者にかかってない方、虫歯や歯茎の異常を見つけれられるかも！？

【対 象】八丈町に住民票があり、令和 6 年度（令和 7 年 4 月 1 日まで）に

40 歳、50 歳、60 歳、70 歳になる方

※対象者には 5 月末に通知を送付しています。詳細は通知文を確認ください。

通知が届いていない方は連絡ください。



認知症とともに、自分らしく暮らし続けるために



認知症コラム No.12

認知症は誰にでも発症する可能性のある病気です。認知症について正しく理解し、地域ぐるみであたたかく見守り、認知症の方やその家族を支えましょう。

6月14日は「認知症予防の日」♪♪



「認知症予防の日」があることをご存じでしたか？

認知症予防の日は「**認知症予防の大切さをより多くの人に伝えること**」を目的として、日本認知症予防学会が制定しました。

ちなみに制定日は、アルツハイマー型認知症を発見した神経科医アロイス・アルツハイマー博士の誕生日である6月14日に由来しているそうです！！

【認知症とは】

何らかの原因で脳の細胞が壊れることで、脳機能が低下し、生活する上で支障が出ている状態（およそ6カ月以上継続）を指します。

脳は、私たちのあらゆる活動をコントロールする司令塔のため、脳がうまく働かなければ、精神活動も身体活動もスムーズにいかなくなってしまいます。

【認知症予防の4つのポイント】

① 快刺激で笑顔に

心地よい刺激（うれしい・たのしい）や笑うことにより、意欲をもたらす物質が脳にたくさん放出されます。

② コミュニケーションで安心

社会と触れる機会が減ると、認知機能の低下を早めてしまいます。友人やご家族、地域の方々と楽しく過ごすことが大切です。

③ 役割・日課を持つ

人の役に立つことを日課に取り入れることが、生活を充実させ認知機能を高めます。

④ ほめる・ほめられる

ほめても、ほめられても脳にいい物質がたくさん放出されます。



これからの季節は熱中症に注意！！こまめな水分補給と軽い運動で熱中症予防！

徐々に気温も上がり、体調管理で意識したいのは「熱中症」です。

7月、8月の真夏のイメージがある熱中症ですが、梅雨の時期でも気づかないうちに熱中症を引き起こすことがあります。今のこの時期は湿度が高いため汗が蒸発しにくく、身体に熱がこもりやすくなっています。まだまだ身体が暑さに慣れていないため、体温調節をする準備が不十分なため熱中症を引き起こす原因のひとつです。特に梅雨の晴れ間や梅雨明けの時期は要注意です。



介護保険料についてのお知らせ

■問い合わせ■

福祉健康課高齢福祉係 電話 2-5570

1. 6月下旬に納入通知書「介護保険料額決定通知書」を送ります

○特別徴収の方

年金を年額18万円以上受け取っている場合、原則として年金から介護保険料を天引きします。この方法を特別徴収といいます。

介護保険料の特別徴収には、4月・6月・8月の年金から前年度の介護保険料を基に暫定的に天引きする「仮徴収」と、10月・12月・2月の年金から今年度決定した介護保険料額を天引きする「本徴収」があります。

特別徴収の方には上記「本徴収」期間に該当する介護保険料額をお知らせする「介護保険料額決定通知書」をお送りします。

○普通徴収の方

年金が年額18万円未満の方、65歳到達、転入などにより第一号被保険者になった方で特別徴収開始月までの間の方が該当し、納付書や口座振替によって介護保険料の納付を行います。この方法を普通徴収といいます。

普通徴収の方には「介護保険料額決定通知書」に加え、納付書を同封しています（口座振替の方は除く）。第一期の納付期限が**7月31日**となっておりますので、忘れずに納付をお願いします。

2. 令和6年度から新たな所得段階別保険料が適用されます

詳しくは折り込み「第1号被保険者（65歳以上）の所得段階別介護保険料の改正について」をご覧ください。不明な点はお気軽に問い合わせください。

小さな気づきからみんなで防ぐ高齢者虐待

◎高齢者虐待を未然に防ごう

- * 介護に疲れを感じたり、認知症の人の介護に悩んだら、一人で悩まず専門機関へ相談しましょう。些細なことでも、相談することが高齢者虐待防止の第一歩です。
- * 高齢者虐待は、特別な人や特別な環境によって発生するものではありません。介護の方法や認知症について理解を深め、介護保険サービスなどの利用できるサービスを活用しましょう。

◎高齢者虐待を早期に発見しよう

- * 高齢者虐待は、家庭や施設など閉ざされた環境で発生するため表面化しにくく、虐待をしている人、虐待を受けている高齢者双方にその自覚がないこともあります。
- * 高齢者やそのご家族の言動、暮らしの様子などから虐待に繋がる小さなサインに気づいたら相談窓口へ知らせることが大切です。
- * ご家族が一人で介護を抱え込まないよう、周りの人が温かい言葉をかけたり日々の生活のなかで、一人ひとりが少し「気にかける」ことで、虐待を未然に防ぎましょう。

高齢者虐待に関する相談窓口は・・・

八丈町地域包括支援センター（櫻壽会内）
八丈町役場福祉健康課高齢福祉係

TEL 9-5660
TEL 9-5670

「シナプソロジーカフェ」 開催のお知らせ

■問い合わせ■

福祉健康課高齢福祉係 電話 9-5670

脳を鍛える「シナプソロジー」は、**あたまとからだ**を楽しく動かして、活性化させるエクササイズです。
みなさんと話をしながら楽しく行うことで脳を活性化して、心も身体も元気に過ごしましょう。

■日 時 6月27日(木) 午後2時～3時

■会 場 保健福祉センター

■講 師 株式会社ルネサンス
小池克昌(こいけかつまさ)先生

■持ち物 上履き ・ タオル ・ 飲み物



◆ 当日は、講師と会場をオンラインでつないで体操します

◆ 参加年齢不問

おひとりでもお友達と一緒でも、皆様のご参加お待ちしております

【急募！】会計年度任用職員 八丈町コミュニティセンターボウリング場

■問い合わせ■

教育課生涯学習係 電話 2-7071

日曜日に勤務可能なスタッフを募集しています

■勤務先 八丈町コミュニティセンター

■職務 bowling場管理業務

※主な仕事内容は、受付業務・清掃・ボウリング場メンテナンス(機械修理など)です。

■勤務時間 日勤：午前8時30分～午後3時15分 および

夜勤：午後2時30分～9時15分

■勤務日 月15日程度 ※土日祝日の勤務があります。

※今回は特に日曜日に勤務可能な方を募集しています。

(祝日などを除き通常は月曜日がお休みです)

■募集人数 若干名

■勤務開始日 要相談

■雇用形態 会計年度任用職員

■時 給 1,286円

■必要書類 「会計年度任用職員申込書」を教育課生涯学習係へご提出ください。

会計年度任用職員申込書は、総務課および各出張所にあるほか、町のホームページからダウンロードができます。

■提出先 教育課生涯学習係

■応募資格 ・ 八丈町に住所を有する方(見込みの者も含む) ・ 日曜日に勤務が可能な方

■申込期限 随時(採用者が決まり次第募集は終了します)

■選考方法 書類選考後、面接により決定

言語訓練(要予約)

■問い合わせ・予約■

福祉健康課保健係 電話 2-5570

言語聴覚士による言語機能訓練を月1回実施しています

○日時：7月5日(金) 午前9時15分～午後4時

予約制です。事前に福祉健康課保健係までご連絡ください

○場所：保健福祉センター

予約締切
6月21日(金)

地域おこし協力隊に 新たな隊員が加わりました。

■問い合わせ■ 企画財政課企画情報係 電話 2-1120

令和 6 年度に新たに 1 名の隊員を迎え、地域おこしに取り組んでいきます。

田中 栄一

東京都府中市から移住しました田中栄一と申します。3 月 30 日に 60 歳になり、翌 31 日に前の会社を定年退職して島へ着き、4 月 1 日から隊員デビューしました。令和 2 年に前々職（大手コンビニチェーンの情報システム部門に 30 年以上居ました）を早期退職した時にも、都の事業継承マッチングで島暮らしにトライしたのですが、コロナ禍もやって来てフェードアウト。ソフトハウスに転職し、定年での再チャレンジ、4 年越しの実現です。協力隊員は若い方が良いでしょうが、担当します移住定住促進事業に関しては、人脈や経験に長けた者も必要かと思ひまして応募した次第です。この度はご縁を頂きありがとうございます。地域おこしを楽しんで暮らします。なお一層様々なご縁を頂けますようお願いいたします。



令和 5 年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況

■問い合わせ■ 総務課文書係 電話 2-1121

■情報公開制度

八丈町情報公開条例に基づいて、情報公開の制度を実施しています。

この制度は、町が持っているさまざまな情報を、請求に応じて公開するものです。

令和 5 年度は 16 件の請求があり、実施状況は次のとおりです。

開示	11 件
一部開示	4 件
文書不存在	1 件
非開示	なし
計	16 件

■個人情報保護制度

八丈町個人情報保護条例において個人情報の適正な取り扱いを定め、本人の開示請求権を保障しています。この制度は町が保有する個人情報（自分の情報）の開示、訂正、削除などを請求することができます。

令和 5 年度は 1 件の請求がありました。実施状況は次のとおりです。

文書不存在	1 件
計	1 件

両制度に基づく相談や請求は、各担当課で行っています。お気軽にご相談ください

令和 5 年度東京都島嶼町村一部事務組合 情報公開制度実施状況の公表

■問い合わせ■

東京都島嶼町村一部事務組合総務課
電話 03-3432-4961

東京都島嶼町村一部事務組合の情報公開制度（平成 18 年条例第 9 号）は、島しょ 9 町村の住民の組合行政への参加をより一層推進し、組合の公正な運営を確保することを目的に制定され、毎年 1 回、情報公開制度の実施状況を公表しています。

令和 5 年度情報公開制度実施状況

開示請求件数	3 件
開示決定件数	3 件（一部開示決定を含む）

東京法務局による登記手続案内【完全予約制】

東京法務局職員が登記申請（不動産／商業・法人登記）の手続方法をご案内します。役場に設置された「ウェブ会議システム」を通じての手続案内となります。また、ご利用は完全予約制とし、事前予約者のみの対応となっていますので、ご注意願います。

なお、予約時には、「八丈町役場のウェブ会議システムからの利用である」ことをお伝え願います。

- 日 程 6月11日（火）、12日（水）
※事前予約は、相談日の1カ月前から前日正午までにお願います
（次回の予定・・・7月9日（火）、10日（水））
- 相談時間 午前9時から午後4時（正午から午後1時を除く） 1回20分
- 場所 町役場2階 相談室5
- 予約・問合せ 不動産登記申請に関するもの 03-5213-1330（不動産登記部門・法規係）
商業・法人登記に関するもの 03-5213-1337（法人登記部門・法規係）

【東京法務局からのお知らせ】

4月1日から、相続などにより不動産の取得を知ってから3年以内に登記の申請をすることが義務化されました。また、正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。身の回りの不動産の名義を確認し、相続登記が未了の場合は速やかに相続登記を行いましょう。

東京司法書士会主催 無料法律相談会（予約制）

■問い合わせ・予約■

企画財政課企画情報係 電話2-1120

4月1日より相続登記の申請が義務化されました。相続に関する相談の他、遺言、土地・建物の登記や会社の登記、・成年後見・暮らしにおけるトラブル・生活再建などのお悩みについて、島外の司法書士との無料相談会（1件につき40分まで）を行います。

■日時 7月10日（水） 午前10時～午後4時

■場所 町役場1階 相談室1・2

※交通手段の関係でやむなく中止する場合があります

特設人権相談所開設のお知らせ

■問い合わせ■

総務課庶務係 電話2-1121

全国一斉「人権擁護委員の日」に伴い、特設人権相談所を開設します。日頃の人権に関する相談事に八丈町人権擁護委員が対応します。この機会にぜひご利用ください。

■日時 6月3日（月） 午前10時～午後4時

■場所 町役場1階 相談室1・2

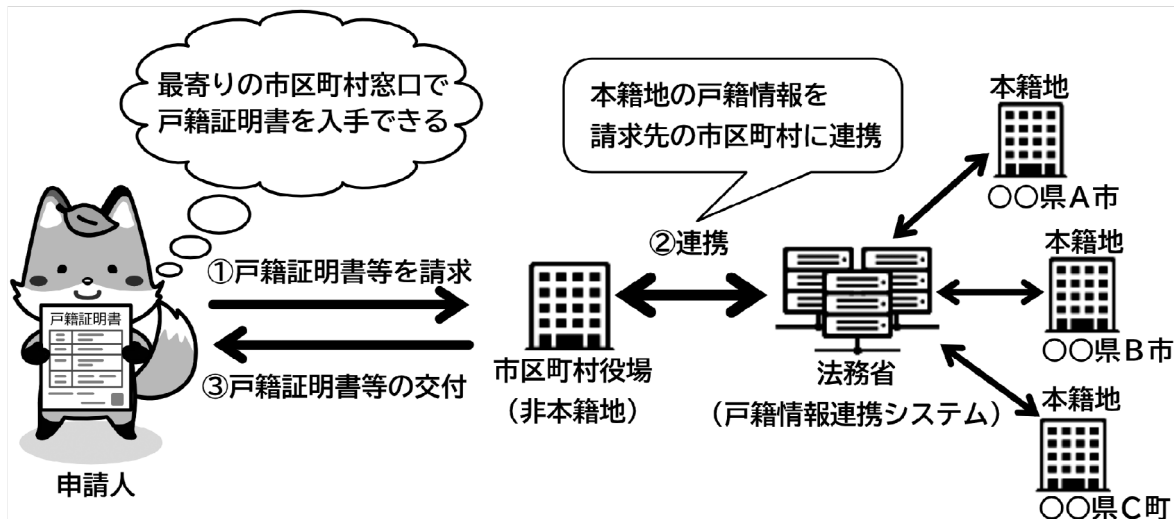
住民係からのお知らせ

■問い合わせ■ 住民課住民係 電話 2-1123

戸籍謄本等の広域請求について

令和6年3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が施行され、本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになりました（広域交付）。

●最寄りの市区町村窓口で戸籍証明書等を請求可能



請求の際の注意

① 戸籍謄本等の広域交付を請求できる方は次のとおりです

・本人 ・配偶者 ・父母、祖父母など（直系尊属） ・子、孫など（直系卑属）

※父母の戸籍から除籍した兄弟姉妹の戸籍謄本等は請求できません。

※請求者が上記に当てはまらない場合は、該当する自治体等への郵送請求等をご利用ください。

※請求される方の顔写真付きの公的身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）が必要です。

② 広域交付の請求は窓口での請求のみとなります

代理人による請求や、郵送での請求はできません。

③ 交付までにお時間を要することがあります

最新戸籍の交付は当日できますが、相続等で一生分の戸籍が必要な場合は、原則として一度お預かりし、準備ができ次第ご連絡し交付します。

④ 広域交付できるのは謄本（全部事項証明）のみです

来島者数・観光客数推計

■問い合わせ■

産業観光課観光係 2-1125

	空 路		海 路		合 計		観光客（推計）		対前年 増減率
	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	
4月	7,609	7,928	1,664	1,149	9,273	9,077	6,414	6,278	+2.2%
計	7,609	7,928	1,664	1,149	9,273	9,077	6,414	6,278	+2.2%

「あなたの勇気が、命を救う。」

いざ！という時のために応急手当を身につけましょう。

救命講習会(成人) 参加者募集のお知らせ



■講習内容 普通救命講習Ⅰ：心肺蘇生法（AEDを含む）、止血法など

■日時 普通救命講習Ⅰ（成人）：7月27日（土）午前9時～正午

■場所 三根公民館

■対象者 原則として中学生以上、島内在住、在勤、在学の方

■定員 30名までです。定員になり次第締め切らせていただきます。

※ただし、グループなどで定員を若干越す場合は、受講を受け付ける場合もあります。

申込みと注意事項

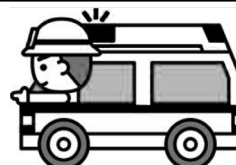
1. 申込みの際は、受講日・氏名・年齢・性別・住所・連絡先が必要になります。
2. 当日は、15分前にお集まりいただき、時間厳守にてお願いします。
また、実技が中心になりますので動きやすい服装・靴（上履き）でお越しください。
3. 講習受講者には後日、八丈町消防本部発行の「普通救命講習」修了証が交付されます。
※遅刻・早退の場合は、修了証の発行は認められませんので、ご注意ください。
4. 以前に八丈町消防本部の救命講習を受けたことのある方（再講習）は、申込みの際にお手元に修了証の発行番号を用意して申込みください。
また紛失された場合は、その旨お伝えください。
5. E-mailで申込みされる場合は、E-mailの件名に「普通救命講習Ⅰ」と記入し、本文に上記1の内容の記入をお願いします。
参加の可否について後日返信しますので必ずドメイン受信許可設定をして申込みください。



■問い合わせ・申込■

八丈町消防本部警防係 電話 2-0119

E-mail keibou_hfd@town.hachijo.tokyo.jp



2024年台湾東部沖地震救援金

■問い合わせ■

福祉健康課厚生係 電話 2-5570

4月3日、台湾の東部沖沿岸を震源としたマグニチュード7.4の地震が発生し、日本の沖縄県やフィリピン沖でも一時津波警報が発出されるなど、周辺国にも大きな影響を及ぼしました。

被害全体の把握には時間がかかるものの、震度6強を観測した花蓮県（カレン県）では市街地2つのビルが大きく傾くなどの建物の損壊被害や、プラスチック工場の倒壊などの被害が報告されています。この地震は台湾においてここ25年で最大規模となっています。

こうした事態に対し、日本赤十字社は下記のとおり救援金を受け付けています。皆さんからお寄せいただきました救援金は、台湾赤十字組織が行う救援・復興支援活動および防災・減災事業等に使われます。

■受付期限 令和6年6月20日（木）

■受付場所 会計課2番カウンターおよび各出張所

八丈町の給与・定員管理等について ■問い合わせ■ 総務課庶務係 2-1121

町では 245 人（令和 5 年 4 月 1 日現在）の一般職員が、生活に密接にかかわる福祉、医療、教育、土木、産業、観光、消防などさまざまな分野で働いています。

町職員の給与は、町議会の議決によって決められる給与条例により支給されています。

その内容について、次のとおりお知らせします。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (5.1.1)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B) / (A)	(参考) 3 年度の人件費率
4 年度	人 7,053	千円 8,995,295	千円 86,702	千円 1,363,665	% 15.2	% 16.2

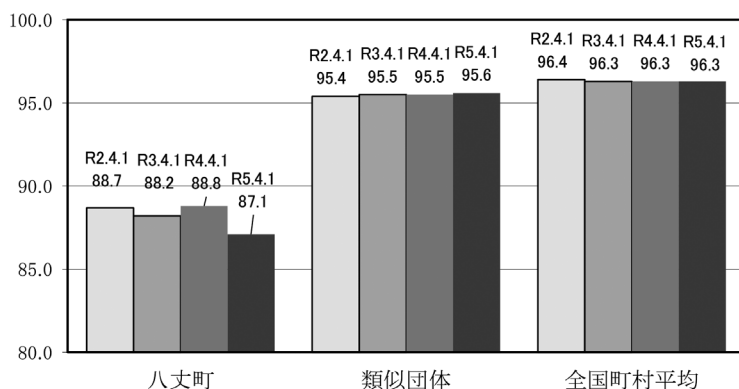
(注) 人件費には、退職手当、共済費、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給与費				(参考) 一人当たりの給与費 B / A	(参考) 類似団体の平均一人 当たりの給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
4 年度	人 182	千円 531,867	千円 129,918	千円 205,445	千円 867,230	千円 4,765	千円 5,452

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、4 年 4 月 1 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注)

1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八 丈 町	41.5 歳	275,762 円	333,329 円	297,495 円
東 京 都	42.4 歳	316,277 円	451,385 円	398,074 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.8 歳	300,726 円	355,819 円	326,790 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間		参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似業種	平均年齢	平均 給与月額 B
八丈町	50.7 歳	8 人	249,325 円	276,960 円	260,762 円	—		
うち調理員	50.9 歳	6 人	238,883 円	267,147 円	246,217 円	調理士	41.9 歳	298,600 円
うち自動車運転手	*	*	*	*	*			
うち作業員	*	*	*	*	*			
東京都	50.5 歳	1,241 人	287,646 円	388,055 円	354,902 円			
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	-	329,178 円			
類似団体	50.3 歳	3 人	275,889 円	303,817 円	287,493 円			

区 分	参考 年収ベース		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
八丈町	—	—	—
うち調理員	3952.0 千円	3945.5 千円	1.00

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和元年,2年,3年の平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではない。

※年収ベースの「公務員 (C) 及び (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍にしたものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては年間賞与等の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当を除いたもの) で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	八丈町	東京都	国
一般行政職	大学卒 185,200 円 高校卒 154,600 円	187,900 円 152,200 円	185,200 円 154,600 円
技能労務職	高校卒 151,900 円	149,600 円	— 円

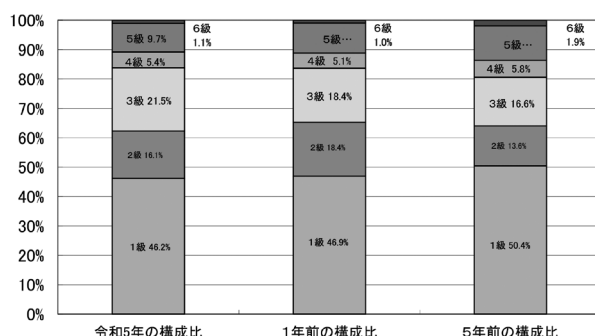
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数 10 年～14 年	経験年数 20 年～24 年	経験年数 25 年～29 年
一般行政職	大学卒 250,000 円 高校卒 224,800 円	— 円 283,300 円	304,200 円 321,300 円
技能労務職	高校卒 — 円	233,700 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	統括課長	1 人	1.1%	319,200 円	410,200 円
5 級	課 長	9 人	9.7%	290,700 円	393,000 円
4 級	統括係長	5 人	5.4%	266,000 円	381,000 円
3 級	係 長	20 人	21.5%	234,400 円	350,000 円
2 級	主 任	15 人	16.1%	198,500 円	304,200 円
1 級	主 事	43 人	46.2%	150,100 円	247,600 円



(注) 1 八丈町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八丈町		国		都	
1人当たり平均支給額（4年度） 1,203千円		—		1人当たり平均支給額（4年度） 1,844千円	
(4年度支給割合)		(4年度支給割合)		(4年度支給割合)	
期末手当 2.40月分 (1.35)月分	勤勉手当 2.00月分 (0.95)月分	期末手当 2.40月分 (1.35)月分	勤勉手当 2.00月分 (0.95)月分	期末手当 2.40月分 (1.35)月分	勤勉手当 2.15月分 (1.05)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階加算 3～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3～20% 管理職加算 15～25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

八丈町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.00月分	23.00月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	43.00月分	43.00月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%加算） 1人当たり平均支給額 自己都合・勸奨・定年 8,077千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）八丈町は地域手当制度を導入していません。

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		4,454千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		103,581円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）		25.1%		
手当の種類（手当数）		6種類		
代表的な手当の名称 (額・支給者の多い手当)	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
徴収手当	徴収事務に従事した職員	徴収又は滞納整理業務	252千円	日額 250円
深夜業務手当	消防職員	消防職員の深夜業務	1,587千円	1当番 700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	55,210千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	327千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の主な手当（令和5年4月1日現在）①一般行政職

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶 養 手 当	子 10,000円 その他の扶養 6,500円 16歳から22歳の子についての加算 5,000円	同		17,790千円	250,564円
住 居 手 当	世帯主等（公舎居住者を除く）である職員に支給 賃貸住宅（支給限度額） 28,000円	同		19,903千円	265,374円
通 勤 手 当	通勤のために自動車等交通用具使用を常例とする職員に支給 交通機関利用者（支給限度額） 55,000円 交通用具使用者 通勤距離 2km以上 5km未満 2,000円 通勤距離 5km以上 10km未満 4,200円 通勤距離 10km以上 15km未満 7,100円 通勤距離 15km以上 10,000円	同		4,290千円	35,455円
管理職手当	管理職員に支給（平成20年度から定額化） 6級統括課長 62,300 5級課長 59,500 課長補佐 55,500	異	支給対象者が異なる	9,220千円	709,231円
管理職特別 勤 務 手 当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要、その他公務の必要により休日等に勤務した場合に支給 12,000円以内	同		62千円	20,667円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	町長	768,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副町長	652,000 円	850,000 円／ 505,800 円 710,000 円／ 473,100 円	
報酬	議長	300,000 円	360,000 円／ 205,000 円	
	副議長	220,000 円	300,000 円／ 175,000 円	
	議員	200,000 円	280,000 円／ 155,000 円	
期末手当	町長	(4 年度支給割合) 3.30 月分		
	副町長	(4 年度支給割合) 3.30 月分		
退職手当	町長	(算定方式) 768,000 円×在職年数× 4.0	(1 期の手当額) 12,288,000	(支給時期) 任期毎
	副町長	652,000 円×在職年数× 3.0	7,824,000	任期毎
	備考			

(注) 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝4 8 月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

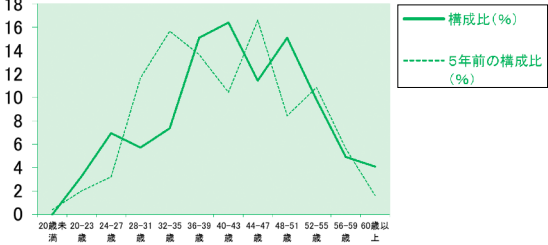
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区 分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和 4 年	令和 5 年		
普 通 会 計 部 門	一般行政部門	3	2	▲ 1	欠員不補充 (▲ 1)
	議 会	33	32	▲ 1	欠員不補充 (▲ 2)、その他 (▲ 1)、欠員補充 (1)、その他 (1)
	総務	10	8	▲ 2	欠員不補充 (▲ 1)、その他 (▲ 1)
	税務	0	0	0	
	労働衛生	47	47	0	
	民生	13	13	0	
	農水	11	9	▲ 2	欠員不補充 (▲ 2)
	土木	5	4	▲ 1	欠員不補充 (▲ 1)
	商	10	8	▲ 2	欠員不補充 (▲ 2)
	計	132	123	▲ 9	
教 育 部 門		13	13	0	
消 防 部 門		27	27	0	
小 計		172	163	▲ 9	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	51	50	▲ 1	欠員不補充 (▲ 2)、欠員補充 (1)
	水 道	6	5	▲ 1	欠員不補充 (▲ 1)
	交 通	16	17	1	欠員補充 (1)
	そ の 他	10	10	0	
	小 計	83	82	▲ 1	
合 計		255 [280]	245 [280]	▲ 10	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区 分	20 歳 未 満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以 上	計
職員数	0 人	8 人	17 人	14 人	18 人	37 人	40 人	28 人	37 人	24 人	12 人	10 人	245 人

(3) 職員数の推移

(単位 人)

区 分		30 年	31 年	2 年	3 年	4 年	5 年	過去 5 年間の増減
部 門	職員数							
一般行政	職員数	133	131	136	141	132	123	▲ 10
教 育	職員数	15	13	14	14	13	13	▲ 2
消 防	職員数	23	26	25	27	27	27	4
普通会計計	職員数	171	170	175	182	172	163	▲ 8
公営企業等会計計	職員数	78	82	84	86	83	82	4
総合計	職員数	249	252	259	268	255	245	▲ 4

八丈病院からのお知らせ

■ 問い合わせ ■

町立八丈病院事務局 電話 2 - 1188

● 院内感染対策にご協力ください

「発熱や、鼻水、のど痛、咳、その他かぜ症状がある方」は、院内の待ち合い所に入る前に「町立八丈病院 2 - 1188」に電話で連絡をするようにお願いします。

● 臨時診療について（受診方法別）

診療科名	受診方法	時間など
●耳鼻咽喉科	受診日当日受付	当日受付 時間 午前 8 時～ 11 時 ※日程は防災無線でお知らせします。
●整形外科	外科受診後予約	(外科以外の常設科受診時も予約可能)
●皮膚科 ●眼科	電話または来院し 当院予約係にて予約	予約受付時間 開院日の午前 8 時 30 分～正午
●精神神経科 ●糖尿病内科 ●甲状腺内科 ●消化器内科 ●腎臓内科 ●神経内科 ●泌尿器科	内科受診後予約	—
●糖尿病教室	当日来院	医師による糖尿病についての基本指導など ★ 今月は 6/14 (金) 開催予定です

※他院からの紹介状をお持ちの方もしくは、障がい者手帳更新のための受診については、別途予約係までご相談ください

● 町立八丈病院職員募集

- ◎募集職種…………… 看護師：若干名、薬剤師：1 名、助産師：1 名
- ◎対象者…………… 資格保有者であり、地方公務員法第 16 号の欠格条項に該当しないこと
- ◎採用予定時期…………… 随時
- ◎選考方法・提出書類…………… 町ホームページ「職員募集」をご覧ください

■提出先■ 〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷 2551 番地 2 八丈町総務課庶務係 電話 2-1121

Let's be healthy !

〇〇。

わたしの健活

☆病院スタッフの健康に対するつづやきです。皆さんの健活（健康に対する様々な活動）へのキッカケにしていいただければ幸いです。

By 島民健康会議

健康法はよく寝ることです。

私は睡眠時間が短いとイライラする傾向にあるので、自分の為にも家族の平和の為にも寝ます。

良く寝る為に朝はカーテンを開けて朝日を浴び、休日は子供と散歩をしたりして活動量を増やすように心がけています。

大谷翔平選手のようにいつ寝るかを計画してみるのもいいかもしれませんね！

Ns : A.K



◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 町長上京日記 4月 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

21日～27日

- ANA1892 便にて上京
- 府中市制施行七十周年記念式典出席
- 令和6年度全国簡易水道協議会関東甲信越ブロック簡易水道大会
- 第47回島嶼地区消防団連絡協議会意見交換会
- 令和6年度関東町村会トップセミナー
- 令和6年度第1回東京都町村長会議
- 東京都土地改良事業団体連合会との打合せ
- 島じまん 2025 委託業者選定委員会（業者選定コンペ）
- ANA1893 便にて帰島

町長の一言

今回式典に参加し、町の70周年記念行事の参考にしたいと思います

職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、職員を以下のとおり、懲戒処分を行いました。

- | | | | |
|-----------|-----------|----------|----------------|
| 1. 発令年月日 | 令和6年3月18日 | 4. 事件概要 | 不適正な事務処理及び虚偽報告 |
| 2. 職種 | 一般行政職 | 5. 処分内容 | 減給3月（10分の1） |
| 3. 年齢及び性別 | 47歳 男性 | 6. 処分年月日 | 令和6年3月18日 |

6月の運行情報

- ANA 電話 0570-029-222

便名	羽田発	八丈島着
NH1891	07:30	08:25
NH1893	12:05	13:00
NH1895	16:00	16:50

便名	八丈島発	羽田着
NH1892	09:00	09:55
NH1894	13:45	14:40
NH1896	17:25	18:25



- 東海汽船 電話 03-5472-9999 電話 2-1211

東京発	八丈島着
22:30	08:55

八丈島発	東京着
09:40	19:40



- 東邦航空 電話 2-5222

運行状況は直接ご確認ください ホームページ <http://tohoair-tal.jp/>

編集時点での情報です。急な変更などありますのでご注意ください。



東京愛らんど
シャトル HP

町へのご意見など

町へのご意見などありましたらお寄せください。電話、郵送、FAX、電子メールいずれの方法でも構いません。回答を希望する場合は、氏名・住所・連絡先を記載してください。

■問い合わせ■ 〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷 2551 番地 2 八丈町企画財政課企画情報係
電話 2-1120 FAX: 2-4824 メール: ha130@town.hachijo.tokyo.jp

日	月	火	水	木	金	土
						1
2 クリーンデー し尿収集運搬休業日	3 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	4	5	6	7	8 おはなしひろば きこごん 図書 10:00~11:00 し尿収集運搬休業日
9 し尿収集運搬休業日	10 し尿収集運搬休業日 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	11	12 1歳児歯科健診測定会 保福 9:15~10:30	13	14	15
16 し尿収集運搬休業日	17 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	18 3歳児健診 保福 9:00~10:30 こども心理相談 保福 9:00~16:00 (要予約)	19	20 3~4か月児・産婦健診 保福 9:00~10:15	21	22 し尿収集運搬休業日
23 し尿収集運搬休業日	24 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	25 すくすく相談 保福 9:00~11:00 (要予約)	26	27	28 図書館休館日	29
30 し尿収集運搬休業日			掲載の予定などは全て編集段階のものであり、変更することがあります			

町役場開庁日

平日午前8時30分～
午後5時15分

町立病院
臨時診療日

詳しくは24ページを
ご覧ください

温泉休業日

温 泉	定 休 日 ※祝日の場合は営業
ふれあいの湯 (檜 立)	3日、10日、17日、24日 毎週月曜日
みはらしの湯 (末 吉)	4日、11日、18日、25日 毎週火曜日
やすらぎの湯 (中之郷)	6日、13日、20日、27日 毎週木曜日
洞 輪 沢 温 泉 (末 吉)	3日、10日、17日、24日 毎週月曜日 (祝日の場合も定休)

6月 ごみ分別回収

燃…燃やせるごみ びん…空きびん 資源…資源ごみ 害…有害ごみ 金属…金属ごみ

三		根					
日	月	火	水	木	金	土	
							1 ※1
2	3 金属	4 燃・害	5 資源	6 びん	7 燃・害		8
9	10 金属	11 燃・害	12 資源	13 びん	14 燃・害		15 ※1
16	17 金属	18 燃・害	19 資源	20 びん	21 燃・害		22
23	24 金属	25 燃・害	26 資源	27 びん	28 燃・害		29 ※1
30							

大 賀 郷						
日	月	火	水	木	金	土
						1 ※1
2	3 燃・害	4 資源	5	6 燃・害 びん	7 金属	8
9	10 燃・害	11 資源	12	13 燃・害 びん	14 金属	15 ※1
16	17 燃・害	18 資源	19	20 燃・害 びん	21 金属	22
23	24 燃・害	25 資源	26	27 燃・害 びん	28 金属	29 ※1
30						

植立・中之郷・末吉						
日	月	火	水	木	金	土
						1 ※
2	3 燃・害	4	5 資源	6 燃・害 ひん	7 金属	8
9	10 燃・害	11	12 資源	13 燃・害 ひん	14 金属	15 ※
16	17 燃・害	18	19 資源	20 燃・害 ひん	21 金属	22
23	24 燃・害	25	26 資源	27 燃・害 ひん	28 金属	29 ※
30						

※1 第1・3・5土曜日は、クリーンセンターのごみ受付業務は休業します。

八丈町役場 出張所／三 根：2－0349
中之郷：7－0002

欒 立：7－0003
 末 吉：8－1003



リサイクル適性 (A)

